

戸籍や住民票の不正取得を防ぐための「本人通知制度」への登録について

問合せ：住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎ 991-1866

「本人通知制度」とは、戸籍謄本や本籍の記載のある住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したときに、その交付した事実を事前に登録いただいた本人に対して通知する制度です。

戸籍謄本や住民票の写しなどが第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、事実関係を究明するきっかけとなります。また、本人通知制度が周知されることで、委任状偽造や不必要な身元調査などの抑止が期待されます。この機会に裏面の申込書に必要事項をご記入のうえお申込ください。

申込書は1名につき1枚です。複数名でお申込みの場合は、裏面の申込書をコピー又は町ホームページよりダウンロードし、お申込みください。

登録できる方

- ▶松伏町に住民登録している方(住民登録していた方を含みます。)
- ▶松伏町の戸籍に記載されている方(除かれた戸籍を含みます。)

登録手続き

松伏町本人通知制度登録申込書に次のものを添えて戸籍住民担当窓口へ提出してください。

- ▶本人申請の場合…本人確認書類(住民基本台帳カード、旅券、運転免許証など)
- ▶代理人の場合…代理人の本人確認書類のほか、次のもの
 - ・法定代理人の場合…戸籍謄本や法定代理人の資格を証する登記事項証明書など(町の戸籍謄本などにより確認できるときは、省略できます)
 - ・法定代理人以外の代理人の場合…委任状(町ホームページからダウンロードできます。)

※同居のご家族分を申請する際も、委任状が必要になります。

※町外在住者や疾病その他やむを得ない理由などにより直接申込みをすることができない場合は、郵送による申込みもできます。詳しくは、お問い合わせください。

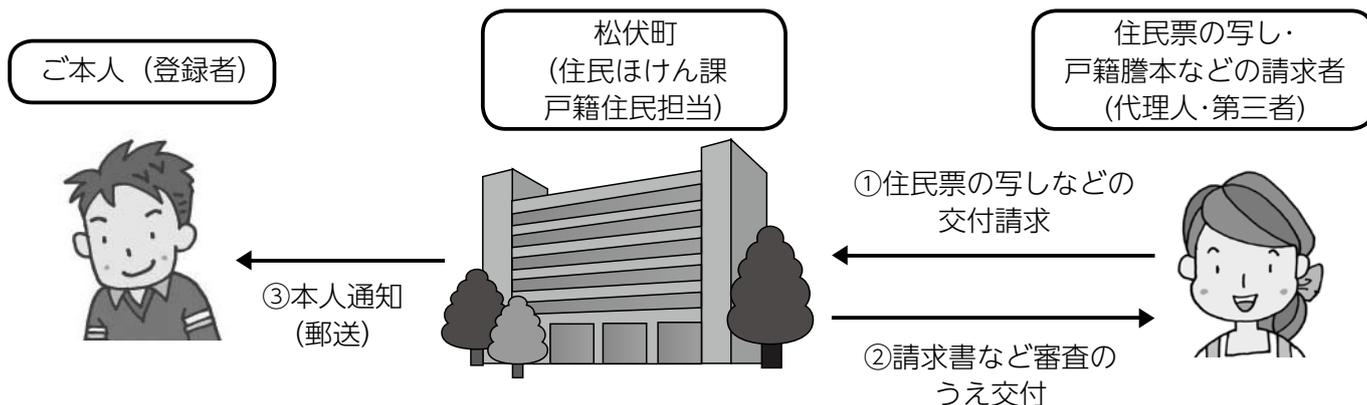
通知の対象となる証明書

- ▶住民票の写し(本籍が記載されたもの。除住民票、改製原住民票の写しを含む。)
- ▶住民票記載事項証明書(本籍が記載されたもの。除住民票記載事項証明書を含む。)
- ▶戸籍謄抄本(除籍謄抄本、改製原戸籍を含む。)
- ▶戸籍記載事項証明書(除籍記載事項証明書を含む。)
- ▶戸籍の附票の写し(消除された戸籍の附票の写しを含む。)

通知する内容

交付年月日、交付した証明書の種類・通数、交付請求者の種別(代理人、第三者の別)、代理人の住所・氏名

<事前に登録しておく、次の流れのとおり、本人に通知されます>



松伏町本人通知制度登録申込書

年 月 日

松伏町長 宛て

松伏町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申込みます。

通知を希望する者の 氏名(住民票の写し 等に記載のある者)	フリガナ
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
本 籍	筆頭者
連 絡 先	

法定代理人・代理人が申込みする場合は、次の欄に記入してください。

区 分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 代理人
氏 名	フリガナ
住 所	〒 -
連 絡 先	

注1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注2 次の書類を提出し、又は提示してください。郵送の場合は委任状を除き、写しを提出してください。(委任状は必ず原本を提出してください。)

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	登 録	本人等の確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	
		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 旅券	
		<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
			<input type="checkbox"/> その他()	